

第一回國會 衆議院 商業委員會 會議錄 第十二号

昭和二十二年十月八日(水曜日)

午後二時二十二分開議

出席委員

委員長 喜多橋治郎君

理事 福永 一臣君

佐竹 新市君 林 大作君

松原喜之次君 師岡 榮一君

岡野 繁藏君 坪川 信三君

松井 豊吉君 山本 猛夫君

鈴木 仙八君 關内 正一君

辻 寛一君 星島 二郎君

龍田 郁君 小枝 一雄君

出席國務大臣

國務大臣 和田 博雄君

出席政府委員

商工事務官 松田 太郎君

商工事務官 和田 太郎君

十月二日

昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案(内閣提出)(第六七號)

の審査を本委員會に付託された。

十月二日

引揚者團體直營の全衣料品店許可の請願(中村元信君紹介)(第七五號) 石綿輸入促進の請願(細野三千雄君外一名紹介)(第七四九號) 中古衣類の公定價格制度撤廢の請願(中村元治郎君紹介)(第七七七號) の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

百貨店法を廢止する法律案(内閣提出)(第六二號)

第二類第十一号 商業委員會會議錄

第十二号 昭和二十二年十月八日

昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案(内閣提出)(第六七號)

財團法人理化學研究所に關する措置に關する法律案(内閣送付)(豫第一六號)

中小企業振興に關する小委員選定の件

○喜多委員長 これより會議を開きます。

百貨店法を廢止する法律案、財團法人理化學研究所に關する措置に關する法律案の質疑を繼續いたします。質疑を續けます前に、去る十月二日本委員會に付託になりました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案の審議はいります。

まず政府の説明を求めます。和田國務大臣。

昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案

第一條 昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(以下私的獨占禁止法という)の規定は、事業業者が、法律(昭和二十年勅令第五百四十二號を含む。以下同じ)の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基く命令によつて行ふ法律の規定に基く命令によつて行ふ正当な行爲には、これを適用しない。

一 地方鐵道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

二 自動車交通事業法第十條第一項第三號(同法第十六條第一項において準用する場合を含む。)

三 小運送業法第四條(同法第十條において準用する場合を含む。)

四 陸上交通事業調整法第二條第一項第六號及び第七號並びにこれらの規定に係る同條第二項

五 保險業法第十一條

六 食糧管理法

七 臨時物資需給調整法

八 昭和二十年勅令第五百四十二號

第二條 この法律施行の際現に效力を有する法律の規定及びその法律の規定に基いて發せられた命令の規定で私的獨占禁止法の規定に反するものは、その效力を有しない。但し、前條第一號及び第六號乃至第八號に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて發せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二號乃至第五號に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基

いて發せられた命令の規定については、この限りでない。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

○和田國務大臣 ただいま議題に供せられました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四號は、御承知のようにこの前の第九十二回國會の協賛を経まして成立し、その後今國會で公正取引委員會の委員に關する規定に「二の改正を加えられました法律でございします。この法律の目的は第一條に詳しく規定されており、自由な競争を確保することを中心として、自由な競争を確保することを中心として、國民經濟の民主的で健全な發達をはかることを究極の目的としたしまして、そのために障害となりまする、ところのいふ／＼な不當な協定等を排除し、また獨占的な企業集中體の發生を防止するといったような措置を講ずることにあるのでございします。わが國經濟民主化の基本法ともいふべきものであらうかと思ひます。言うまでもなく事業者の創意を發揮させてまして、技術の進歩をはかり商品の品質を改善いたし、サービスを向上いたし、經濟のむだを省き、價格を低廉にする等、企業經營の合理化をはかりまして、ひいては一般の消費者の利益を確保し、國民經濟の民主的な、健全な進歩、發展をはかるためには、獨占と、不當なる協定を排除して、不公正な競争を禁止し、常に公正な、自由な競争が行われますことが肝要であります。この原則は今後の經濟秩序の根本方針でございまして、従つてこの法律は原則として、一切の事業部門にわたり、一切の事業活動に適用されるべきものであります。この原則には、やはり若干の例外があるかと考へるのでございします。

その第一は國家または公共團體の営みです。獨占的の事業でありまして、この法律におきましては私的獨占を禁止することを規定しまして、國營公營の獨占的の事業を直接この法律の問題にするものではないと考へて、これを除外いたしました。

第二點は私營事業でありまして、鐵道、電氣、ガスその他の事業については、別途考へ方をいたさねばならぬのでございします。また特許權とか、著作権等につきましても同様でございします。これらについてはその性質の上から言ひまして當然獨占となるべきものであり、それ／＼の法規によつて十分監督いたすべきことはもちろんでございします。この法律の適用を除外することを規定いたしました。

第三番目は農家や小さい商工業者のような小規模の事業者及び消費者につ

いて發せられた命令の規定については、この限りでない。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

○和田國務大臣 ただいま議題に供せられました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四號は、御承知のようにこの前の第九十二回國會の協賛を経まして成立し、その後今國會で公正取引委員會の委員に關する規定に「二の改正を加えられました法律でございします。この法律の目的は第一條に詳しく規定されており、自由な競争を確保することを中心として、自由な競争を確保することを中心として、國民經濟の民主的で健全な發達をはかることを究極の目的としたしまして、そのために障害となりまする、ところのいふ／＼な不當な協定等を排除し、また獨占的な企業集中體の發生を防止するといったような措置を講ずることにあるのでございします。わが國經濟民主化の基本法ともいふべきものであらうかと思ひます。言うまでもなく事業者の創意を發揮させてまして、技術の進歩をはかり商品の品質を改善いたし、サービスを向上いたし、經濟のむだを省き、價格を低廉にする等、企業經營の合理化をはかりまして、ひいては一般の消費者の利益を確保し、國民經濟の民主的な、健全な進歩、發展をはかるためには、獨占と、不當なる協定を排除して、不公正な競争を禁止し、常に公正な、自由な競争が行われますことが肝要であります。この原則は今後の經濟秩序の根本方針でございまして、従つてこの法律は原則として、一切の事業部門にわたり、一切の事業活動に適用されるべきものであります。この原則には、やはり若干の例外があるかと考へるのでございします。

その第一は國家または公共團體の営みです。獨占的の事業でありまして、この法律におきましては私的獨占を禁止することを規定しまして、國營公營の獨占的の事業を直接この法律の問題にするものではないと考へて、これを除外いたしました。

第二點は私營事業でありまして、鐵道、電氣、ガスその他の事業については、別途考へ方をいたさねばならぬのでございします。また特許權とか、著作権等につきましても同様でございします。これらについてはその性質の上から言ひまして當然獨占となるべきものであり、それ／＼の法規によつて十分監督いたすべきことはもちろんでございします。この法律の適用を除外することを規定いたしました。

第三番目は農家や小さい商工業者のような小規模の事業者及び消費者につ

いて發せられた命令の規定については、この限りでない。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

○和田國務大臣 ただいま議題に供せられました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四號は、御承知のようにこの前の第九十二回國會の協賛を経まして成立し、その後今國會で公正取引委員會の委員に關する規定に「二の改正を加えられました法律でございします。この法律の目的は第一條に詳しく規定されており、自由な競争を確保することを中心として、自由な競争を確保することを中心として、國民經濟の民主的で健全な發達をはかることを究極の目的としたしまして、そのために障害となりまする、ところのいふ／＼な不當な協定等を排除し、また獨占的な企業集中體の發生を防止するといったような措置を講ずることにあるのでございします。わが國經濟民主化の基本法ともいふべきものであらうかと思ひます。言うまでもなく事業者の創意を發揮させてまして、技術の進歩をはかり商品の品質を改善いたし、サービスを向上いたし、經濟のむだを省き、價格を低廉にする等、企業經營の合理化をはかりまして、ひいては一般の消費者の利益を確保し、國民經濟の民主的な、健全な進歩、發展をはかるためには、獨占と、不當なる協定を排除して、不公正な競争を禁止し、常に公正な、自由な競争が行われますことが肝要であります。この原則は今後の經濟秩序の根本方針でございまして、従つてこの法律は原則として、一切の事業部門にわたり、一切の事業活動に適用されるべきものであります。この原則には、やはり若干の例外があるかと考へるのでございします。

きましては、やはりその相互扶助と目的とする協同組合による團體を認めなければならぬのでございまして、これにつきまして原則としてこの法律から適用を除外することを規定したのでございまして。

右三項目につきましては私的獨占禁止法の規定上、またその解釋からいたしまして、直接かつ當然にさういふことになることになっております。ただいまから御審議を願います適用除外等に関する法律案で取上げていますのは、左の三項目についてでござい

す。その一つは現下の危機を乗り切りまするのに必要な統制のための行爲は、別に取扱わなければならないこととございまして、もつとも現在行われております統制は私的團體、會社による配給統制、價格統制等は、眞にやむを得ないものはこれをを行わないこととする等、極力私的獨占禁止法の趣旨を感込んだ方式によつて運営されておりますが、主として技術的な理由からいたしまして、例外的に私的團體に臨時の配給統制の權限を認めることがあります。本法第一條で、第六號に食糧管理法、第七號に臨時物資需給調整法を掲げましたことは、こ

う場合を適用除外しようとするためでございまして。價格統制につきましては、第一條第八號のボツダム勅令として、第一條第八號のボツダム勅令として、ましての物價統制令がこの例に該當するのでございまして。

その二は特定の事業につきまして、特別の法律があります場合に、その事業の性質からいまして、私的獨占禁止法の規定を適用せず、その事業法の規定を適用する方がよいという場合であります。この法律案の第一條第一

號から第五號までに掲げました地方鐵道法をはじめとする法律の規定がこれに該當するのでございまして。これらはいずれも料金等に関する協定を認可し、またはこれを命令する規定でございまして、私的獨占禁止法の規定に抵触はしますが、地方鐵道等に對する監督方法の一つとしてこれを存続する必要があるものでございまして。

その第三は私的獨占禁止法と、同法以外の經濟民主化法令との關係を調整することを要する場合でございまして。他の經濟民主化法令で、私的獨占禁止法と異なる定めをしております場合、また兩方の規定が競合しております場合に、他の經濟民主化法令が特別の指定會社等につき特別の事項を規定しており、一般法である私的獨占禁止法を適用せず、當該經濟民主化法令だけを適用するのを適當としますときは、これを適用除外しようとするのであります。この法律案の第一條の第八號ボツダム勅令中のいわゆる制限會社令、特株會社整理委員會令はちやうどこれに屬するのでございまして。

なお右の適用除外に關しまする本法第一條の規定は、私的獨占禁止法の實體規定が、すでに七月二十日から施行されております關係上、七月二十日に遡つて適用することとしたしたのでございまして。

次に私的獨占禁止法は今後の經濟秩序に關する基本法でございまして、わが國經濟にとりまして、一つの新しい総合的な考え方に基づく經濟秩序を打立てることを宣言したものでござい

ます。もちろんこの法律をまつまでもなく、終戦以來あらゆる方面で經濟の民主化が推進されてまいつております

が、まだ戰爭中の殘存と認められるものもあり、さらに戰前の諸制度の中にもこの法律の豫定しする經濟秩序と矛盾抵触するものが少くないのでござい

ます。従いまして法令上の措置といひましたし、私的獨占禁止法と、他の經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

ます。政府におきましては、この經濟法令との調整を必要としたのでござい

資金の面あるいは建築の面で、相當百貨店の不當なる進出を抑えることもできようかと考へるのでございます。獨占禁止法の適用につきましては、これはもちろん公正取引委員會で運用されることに相なるのでございまして、そのも、實際問題といたしましては、その内容が商工省の所管しております事業に直接關係の深いものにつきましては、私どもの方といたしまして、十分公正取引委員會の方と連絡をいたしまして、御心配のような點のないように調整をしていきたいと考へております。

○林(大)委員 ただいまのお話では、資金の面とそれから建築の面だけで縛れるというふうなお話でございまして、實際においては資金の面におきましても、この前資料をお願いしておきましたように、自分たちの資金を使わずに、つまりデパートという大きな看板でもつて、他人からの委託荷をほとんど引受けていくことによつて、いくらでもその面は滑れるのであります。この前お願いしておいたのに對する資料がここに出ておりますが、この資料は私ちよつと見まして、どうもはなはだうそばちのように思ふのであります。こんなことではなく、實はデパートに對して物を納めるという

ことが一つの權利になつて、戦前においても一商品について納める權利が何萬圓というもので、その納入權というものが賣買されておつたような事情があるものであります。従つて買つてくださらなくても、賣れ次第清算していただいて結構ですというので、委託荷をどん／＼出すというのが實情であります。この數字はデパートの方からおと

りになつたように思ふのであります。が、私少くとも半分くらいのものが委託荷によつて賄われておるといふことを、經驗上からも自信をもつて言えるのであります。そこでも資金の面で縛られていくと、この委託荷の制度を、いろ／＼な形でもつて伸ばしていくことによつて、その面は自分自身で大いに解決していく途があるものであります。それから建築法の制限といふことをおしやしますが、デパートでも自分自身の建築ばかりではなくて、人のものを借りておるのがかなりたくさんあります。建築法だけで縛りいくに従つて、部屋を借りるとか、建物を借りるといふような面でも、ほとんど建築法規を潜つていくのではないかと考へるのであります。

なお今政府委員の御指摘の二つの點のほかに、商品の種類とか、宣傳の方法とか、もしくは總合的なサービスの方法とか、いろ／＼な商品と組合せた形においての廣告の形であるとか、いろいろな面で實際においては中小商業者よりも、はるかに商賣をややすいことは火を見るよりも明らかな事實でありますから、それをこのまゝに、ただ獨禁法で縛れるのだというので、野放しにこれを廢止してしまふことは、いかにも不公平であり、中小商業者を壓迫することは明らかであります。そこで何か今申し上げるような問題を、安心のいけるような方法で、公平な立場で、デパートと中小商業者が一緒に競争のできるようなところまで、デパートのハンディキャップを引下げなければいけないと思ふのであります。その見地から私どもがもう少し安心のい

けるような法の根據並びにやり方というふうなものについて、もう少し突っ込んで承つておきたいと思ひます。○和田政府委員 この前御希望によりまして差上げました資料の數字につきまして、私どもとしては一應百貨店の報告を信用したいと考へるのでございます。終戦後戦前に比べて委託販賣の量がある程度減つておるようでございますけれども、私の考へとしては、今日のように品物が割合に少く、購買力の方が多いような場合におきましては、必ずしも百貨店に販賣の委託をする者が減るといふようには考へておられないのでございます。大體一般的に考へ方としましては、物が相當豊富で、賣行が悪いような場合に、委託販賣が相當發達をいたしますし、物が少いような場合には、右から左に賣れますので、何も百貨店に販賣を委託しない品物が捌けるというふうな事情からいたしまして、今後當分の間、委託販賣がそう減るといふ工合には私

は考へておらないのでございます。なお百貨店と中小商業との調整の問題につきましては、先般も申し上げました通り、要するに商業の存在意義というものは、あくまでも消費者大衆の利便にあるのでございます。従いまして百貨店のやり方が著しく不當な競争になるとか、不當に中小商業者を能力的な差によつて壓迫するといふようなことはいけないと考へるのでございますが、その點につきましては獨占禁止法の今後の運用にまつことといたしまして、百貨店そのものの活動を積極的に抑える消極的な商權擁護的なことをいたしますよりも、消費者の利便という點から考へまして、今後兩者の

調整の問題は、むしろ中小商業者をいかにすれば最も合理的な運営が出来るか、あるいは相互の協力によりまして大規模商業と同じような利便、あるいは特長を發揮することが出来るかというふうな方面の助成に力を注ぎまして、その結果によりまして、百貨店と中小商業者が公正な競争をやつていくというふうな方向に、われ／＼として今後努力したいと考へておるのでございます。

○林(大)委員 今のお話ですと、話は逆であつて、戦前よりも戦後の方が委託販賣が殖えておるのです。それはあなたの論法は逆であつて、むしろ委託品というものは、あなたの論法ならば、今は一つもなくなるのがあたりまえだろつと思ひます。それなら、かりに一步を譲つてそれが事實として、日本は今後物資が殖えてくる傾向にある以上、その場合にはどうして防ぐべきかといふことを、今より考へておかなければならぬと思ひます。

それから、今のお話は第一點だけでございまして、そのほかに申し上げた實際上の力の違いといふものに對しては、何としても私は私的獨占禁止法だけではやつていけないのではないかと考へて、何か中小商業者を積極的に保護するところを考へておつたが、それはいわけ口頭禪であつて、決して保護はうまくできないと思ふのであります。もしもそれを保護するところを考へるなら、その保護は法律の方を先にもつてき

て、それからこつこつにやりますから、ひとつこれを廢止したいといふふうな、今日を逃れてあとベストを盡しますといふだけではどうも無責任であると思ひます。その程度の御説明

では私どもとしてどうも納得がいかなので、殊に商品の種類であるとか、廣告の面であるとか、總合的サービスの點であるとか、いろ／＼な點で均衡がとれないことは、私のみならずほとんど一般日本人がだれでも考へることだろつと思ひます。その點で國民全部が納得して、しかも何十萬と数えます中小商業者が納得していくような法律をこつこつにつくらなければ、私どもとしても相すまないと思ひます。

○和田政府委員 委託販賣の數字につきましては、確かに實際の報告の數字はさうなつておりますが、私としては一般的傾向として今後あまり殖えないのではなからうかといふ、私個人の見透しを申し上げた次第でござい

ます。品物につきましても、委託販賣になりますのは、生鮮食料品その他いろいろな特殊な事情のあるものが委託販賣に相なつていくように考へておるのでございます。中小商業者に対する保護助長の問題につきまして、口頭禪ではないかといふお話でございまして、戦前におきましても、中小商業の問題はもつぱら商業組合を通じてございまして、その共同設備等に對しまして、補助金を支出いたしますとか、いろ／＼な方法でこの助長をはかつてまいつたのでございまして、戦中これら商業組合等が、一應統制組合のような形に變りました結果、その方面の助長も一時中止のかつこつになつておつたのでございます。今般協同組合に相なりまして、今後は經濟事業を中心とした商業あるいは工業の組合として助長していきたいといふことに相なりしました結果、先般も申し上げました通り、その

共同設備等に對しましては相當の金額を今回の追加豫算に計上していただくように、目下努力しておるのでございます。まだ追加豫算が最後の決定をみておりませんので、ここで確定的なことは申し上げられませんが、相當な金額が計上されることに相なるのではないかと考えておるのでございます。その他金融の面におきましても、たゞいまの商工中金では不適當と思ひますので、これに代りまして、できますれば、もつと強力な中小商工業に對する特殊な金融機關をつくりたいと思ひまして、これもいろいろ案を練つておる次第でございます。

なお大企業におけるいろいろ有利な條件を中小商業者が採用していただくには、あるいは今後商業協同組合の結成を促進いたしますとか、あるいはいわゆるチェーン・ストア式のもの、あるいはオランダ・チェーンのもの、あるいは組織を採用していくというようなこと、あるいはできるすれば、ものによりまして専門店的なものに變つていくというような方法を勧奨いたしたいと思ひまして、その面におきましても、いろいろたゞいま案を練つておる次第でございます。

○林八委員 今のお話はもつともなうですが、しかし日本全體の中小商業者の大勢から言ひまして、中小工業の方は輸出と結びつけて大いに伸ばし得る餘地があるわけですが、中小商業者の方は、これはむしろ整理しなければならぬ状態にあると私は思ふのであります。時に主要物資の配給秩序が確立いたしてまいらなければならない状態になると思ふのであります。

ます。そういう實際的事實と數字とを前にしておいて、これを銀行をつつて助長するおつしやつても、それはちよつと受取れないのであります。そこでその面から申しまして、これはおそろく中小商業者自身も、日本の現状としては、自分たちがそれで救われるのだというところは考えていないのじやないかと思ふのであります。そういう現状にありながら、あえてほかの方法でこれを救つていくのだから、デパートの方も大いに自由にやらしていただくという考え方は、これは全體を見ない御議論であつて、承服できないのであります。いつまでこれを議論いたしまして、私どもとしてはきりがなうと思ひますから、あとこの委員会として懇談なら懇談を後日にいたしまして、これを處置していきたいと考えております。

○佐竹(新)委員 私もただいまいろいろ質問したいと思ひますが、林委員と同様に百貨店の方と理科學研究所の方の問題も、両方とも委員長におかれましては、殊に百貨店の問題は中小商業者に影響するところが甚大であると思ひますので、然るべき時期に公聴會を開いていただければ、われわれ委員の参考になることが多いと思ひます。それから理化學研究所の問題に對しましては、この設立趣意書の中にも言つておりますが、「この法律案の要旨は、財團法人理化學研究所の事業を承継する株式會社を新たに創立し、事業の内容の繼續に必要な資金及び負債をこれに移す點に存するのであります」と書いてありますように、われわれがただこの趣意書だけ見たのでは納得しかねる點もありますし、殊に經理内容の點に

おきまして、資本金四千二百萬圓、現物出資五百萬圓、現金出資三千七百萬圓、借入返済金二千七百五十萬圓が超過してあるのであります。これらの經理の面に對しても十分われわれが審議します上に、當事者を呼んで十分檢討した上でなければこれを決定できないと思ひます。これまた林委員の言われるように公聴會を開いて、十分審議していただきたいということを申し上げておきます。

○喜多委員 これはこの委員會で懇談會を開いて、公聴會を開く方法等をよく相談いたしたい。松原喜之次君。

○松原(喜)委員 先の林君の質問に關連してあります。政府は要するに商業協同組合を助長し、あるいは資金に對して特別な金融機關をつつ、ということをもつて中小商業者の保護の方を法とするのであつて、從來の百貨店法によつて、その沿革上中小商業者を保護するために加えておりましたところの、種々なる百貨店に對する制限を全部撤廢してしまふ、すなわち百貨店と中小商業者とはハンデキャップをつけないで、同一の立場において競争せしめるといふことが、政府としての立場であつて、その點ではどうしても譲れないといふように考えておられるのであるか、あるいはその沿革上百貨店に對しては相當のハンデキャップを從來つけておつたのであるから、將來もその點については考慮する餘地があるといふように考えておられるのであるかという點につきまして、最後の御答辭をお願いしたいと思ひます。

○和田政府委員 大體今日のところいはゆる財團その他の大企業を解體いたしました。ある程度地ならしをいたしました。商業の中におきましては、あまり人為的な制限を設けませんが、その中で公正な自由取引をさしていくということが、今日の大體の考え方であると思ふのでございます。百貨店、小賣業者との問題につきましても、あまり百貨店そのものに手かせ、足かせをかけますよりも、むしろそういうものの取締は、一般的に制定せられました。獨占禁止法の運用の適正を期することにしたしまして、逆に小賣業者の面での經營方法の合理化をはからせるといふようなことで、百貨店とできるだけ公正な競争ができるよう、そちらに今後努力をしていきたい、かように考へるのであります。

○松原(喜)委員 この問題につきましては、日本の國內の社會情勢というものを、相當にしっかりと見極めて善處しなければ、事は重大になると思ふのであります。すなわち今日中小工業者とともに中小商業者も非常な不安な位置にあるのであります。その一部分はもちろんやみ流通秩序の中にその餘命を保つておるという實情であります。今後政府の施策によつて、このやみ經濟面が、流通秩序の確保によりだん／＼とせはめられていく、從つて中小商業者は非常に困難な立場に立つていたであらうといふことは、政府の施策が浸透すればするほどさういふふうな關係になつてくることは、火を見るよりも明らかであります。しかるに中小商業者の人口は特別な經濟事情によつて相當大になつてゐる。しかもその人口の大部分は、あるいは被災者であり、あるいは海外からの引揚者

である。その中小商業者が今申ししたやうな政府の施策によつて、困難な位置に追いこまれるといふやうなことになる。あるいは政治問題として押寄せられることは、今後の日本の社會不安を招くことになり得ます。これに對する施策は遠からずして必ずや政府が解決をつけないければならぬ破目に立ち至ることは明らかであります。從つてこの百貨店法におきましても、大資本である百貨店に對する制肘を、今ここの時期を目前に控へながら、わざわざその制限を撤廢するといふことが、やり方は、政府として賢明なる策ではない、こゝろいふに私は考へるのであります。これは議論におちいるようであります。ただ中小商業者の將來の立場を考へて、單に商業協同組合だけで、あるいは特別な金融機關だけで解決し得るかどうかという問題についての御感想を承りたいと思ひます。

○和田政府委員 流通秩序の確立がだんだんに徹底してまいりました場合に、今日の商業者の中で、いわゆるやみの面に關つておりますものは、相當な壓迫を受けるというお話を聞いております。それはさきに話の通りであらうと思ふのでございます。しかし商業の存在理由というものがあつて、消費者の便益をはかり得るというところに商業の存在理由がありといたしますれば、あるいは特にたゞいまのやみに、いろいろ物資が重疊的、計量的に配給を實施されるとき、あるいは公道價格によりまして、値段の不當なる騰貴を抑えるといふやうな政策がとられております以上は、これらの政策に

ある。その中小商業者が今申ししたやうな政府の施策によつて、困難な位置に追いこまれるといふやうなことになる。あるいは政治問題として押寄せられることは、今後の日本の社會不安を招くことになり得ます。これに對する施策は遠からずして必ずや政府が解決をつけないければならぬ破目に立ち至ることは明らかであります。從つてこの百貨店法におきましても、大資本である百貨店に對する制肘を、今ここの時期を目前に控へながら、わざわざその制限を撤廢するといふことが、やり方は、政府として賢明なる策ではない、こゝろいふに私は考へるのであります。これは議論におちいるようであります。ただ中小商業者の將來の立場を考へて、單に商業協同組合だけで、あるいは特別な金融機關だけで解決し得るかどうかという問題についての御感想を承りたいと思ひます。

反しますような商業行為というものが、制限を受けることは當然なのでありまして、そういう商業の面はだんだんなくなることが、まじめな商業者がはじめて世間からその存在理由を十分に認識せられるに至る理由であるかと考えるのでございます。今日商業の問題につきましては、百貨店の問題ももちろん重大な問題でございますが、流通秩序の確立に伴います小売店の登録制度を、どの程度の幅で商業者の存立を認めるかというような本質的な問題もございまして、あるいは生活協同組合の今後の発展等も、中小商業者に非常な影響を與えると思うのでございまして、要するに商業としてその存在理由の認められます範囲内におきまして、公正なる取引をやることによりまして、消費者の利便をはかつていくという面から、いろいろな制限を受けるようなことに相なりますのは、まことにやむを得ないと考えるのであります。そのように存在を認められました範囲におきましては、與う限りそれらの小売業者の健全な發展に萬全の努力をしたい、かように考えておるのであります。

○林六委員 一昨日の讀賣新聞にも、デパートがもうかつて非常に景気がよいという記事が出ておりますが、あれをごらんになつてもよくわかると思ひますが、とにかくデパートは大したものであると思ひつてあります。それから登録制のお話が出てまいりましたから申し上げたいのでありますが、今まであつた生鮮魚介の登録については知りませんが、鐵雜の登録につきましては、少くともデパートが小売業者としての登録を受け付けておることは事實であり、また新會社を設立するといふ條件をもつて、デパートが卸賣業者としての登録も受けておる。つまり脱法行為によつて卸賣と小賣と兩方やつておるといふ傾向のあることは事實であります。こういうような面からまず抑えていかなくては、事實その面を見逃しにしながら、百貨店法をその上まで廢止していくのだといふことは、これは松原委員のおつしやるように、まことに恐ろしいことにどうしてもなると思うのであります。そこでどうして廢止するといふならば、適當なる百貨店を取締る別な法律でも用意して、そうしてそういう法律が成り立つ條件でもつてこれを廢止するといふようなことに、關係方面ともひとつ交渉をし直していただく餘地がないであらうかといふことを、私はお伺ひするのであります。

○和田政府委員 百貨店法のうちの百貨店組合に關する規定だけを廢止いたしまして、それ以外のものを残すとか、あるいは別にそれに代るべき法律をつくるというお考えも、ごもつとも思うのでございしますが、いろいろ關係方面とも折衝をいたし、考えました結果、百貨店を取締りますだけの法律をつくるまでもなく、今日ございします獨占禁止法の適正なる運営によつてそれが可能であらう。かように考えました結果、この法律全部を廢止いたしたいと考えたのでございします。

○喜多委員長 本日はこの程度で質疑を打ち切りまして、次會は追つて公報をもつて報告することにしたします。

午後三時三十分休憩
午後三時三十分開議

○喜多委員長 それでは會議を再開いたします。

この際お諮りをいたします。八月十四日承認を得ました中小企業振興對策に關しまして小委員會を設け、中小商工業の振興方策と併せて、今回水害を受けました中小商工業者の救済方法の調査研究もいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○喜多委員長 それではさよう決定いたしました。

○喜多委員長 それではさよう決定いたしました。

なお小委員は委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○喜多委員長 それでは委員は

師岡 榮一君 金子益太郎君
山口 靜江君 山本 猛夫君
松井 豐吉君 櫻内 義雄君
松崎 朝治君 關内 正一君
福永 一臣君 唐木田藤五郎君

以上十名にお願いいたしますことにいたします。

それでは本日はこれもつて散會をいたします。

午後三時三十分散會

昭和二十二年十二月九日印刷

昭和二十二年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局